

議案第 85 号

狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

(狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「国等」を「地方公共団体」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）とする。

(狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正)

第 2 条 狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成 4 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「国等」を「地方公共団体」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.5 パーセントの割合及び年 7.25 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.5 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基

準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条中狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第9条第2項第2号の改正規定及び第2条中狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例第9条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定及び第2条の規定による改正後の狭山市公共下水道事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年11月27日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」による特別会計に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするとともに、延滞金の割合の特例の規定を設けたいので、この案を提出するものである。